

令和5年度
栃木県サービス管理責任者研修等受講資格取得研修
開催要領

1 目的

指定障害サービス事業所において、サービス管理責任者として従事するために必要な研修（「サービス管理責任者研修」）を受講するために、「サービス管理責任者研修実施について」（平成18年8月30日付け障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められた研修です。

2 開催形式

講義（オンデマンド配信）

3 開催日時（配信期間）

令和5年6月27日（火）～7月27日（木）オンデマンド配信

4 実施主体

特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会

5 定員（予定）

320名

6 研修対象者

概ね3年程度の実務経験（**保健・医療・福祉・教育関係の国家資格取得者は1年以上、保健・医療・福祉関係の資格等を有しない場合は、6年程度の実務経験**）を満たし、今後サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として栃木県内に所在する施設・事業所等での業務に従事する者（予定者を含む）

※別紙「参考1～3」「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件」のとおり

8 受講申込み

当協会ホームページ内にある研修情報の中の「受講資格取得研修申込フォーム」から、**5月29日（月）（必着）**までに、**各施設・事業所ごとに優先順位を決め**、入力と送信を行ってください。

9 受講決定

6月中旬以降、受講決定通知を順次発送いたします。

定員を超えた場合は、栃木県内の指定福祉サービス事業者・指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者等においてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として、配置しようとする者・新規事業立ち上げ予定者を優先します。

申込み時の施設・事業所ごとに示した優先順位等を参考に、受講人数を調整します。

※個人での申し込みについては、優先順位が下位となりますので予めご了承ください。

※県外からの申し込みは、ご遠慮ください。

10 受講証明書の交付

この研修における全課程を修了後、特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会による受講証明書を交付します。

但し、次のような場合は、修了証書が交付されませんのでご注意ください。

- ① レポートが期日までに提出されなかった場合
- ② 受講料が納入期限までに納入されなかった場合

11 研修に係る経費

受講料 19,200 円 (テキスト代含む)

振込まれた受講料につきましては、いかなる理由があろうとも返金いたしません。

12 注意事項

- (1) この研修を修了しない場合「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」を受講することができません。
(相談支援従事者初任者研修 講義部分を修了している者は、この研修は免除されます)
- (2) この研修を受講しても実務経験等の要件により、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」を受講できない場合もあります。
- (3) 受講決定の通知時に「**受講決定通知書**」及び「**注意事項**」を郵送しますので必ず確認してください。
- (4) 申込みに際して質問がある場合は、原則 **FAX** 又はメールにてお願いします。
(電話での問い合わせはお受けできません。)
- (5) 今回オンデマンド配信のため、レポート提出がございます。
レポートの提出期限は7月27日(木) 郵送必着です。
提出期限を過ぎた方・受講料・テキスト代未納の場合、受講証明書の発行は致しません。
- (6) テキストは、中央法規出版の障害者相談支援従事者研修テキストを使用します。
受講決定通知とともにテキストを郵送しますので個別には購入しないでください。

13 問合せ先

特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会 事務局 担当：久保居
〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 2 階
TEL028-678-2943 FAX028-612-1902
E-mail : kensyu@tochigi-chiteki.org